

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成一七年埼玉県告示第四百四十号で告示した富士見市都市計画道路事業（富士見市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 事業施行期間

平成十七年三月四日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし